

建設水道委員会に付託された議案十件、継続審査中の請願一件について、慎重に審査をし、議案は全て全員一致で原案通り可決と決した。請願については継続審査とした。

議案第十九号「平成二十二年度津山市一般会計補正予算（第二次）」の中、建設水道委員会に属する事項」の中で、街路樹の管理や樹種の扱い等について質疑があり、歩行者・自動車の通行中の安全確保を第一に管理し、街路樹周囲や植

建設水道委員会

市の土木部及び水道局の所管に属する事項に対応する委員会です。

◎竹内靖人 ○野村昌平
岡田康弘、川端恵美子、近藤吉一郎
田口慎一郎、村田隆男、吉田耕造

え込みの雑草の清掃などにも努め、適正に管理するよう要望をした。

議案第二十七号「津山市都市公園条例の一部を改正する条例」については、鶴山公園の利用料金を、計画的な城趾整備事業推進のための財源確保と、市内外の観光施設との整合性を図るため、見直し改定するものである。市民へ周知を図り、公園の厳重な管理を委託業者に指導するよう意見を付した。

議案第二十八号「グリーンヒルズ津山条例」、議案第二十九号「グラスハウス条例」について、県から移譲を受けた後の財政計画や管理委託について説明があり、条例中の利用料金は、上限額を定めたものであるとのことであり、現行の利用料金から値上げをしない委託とするよう強く要望した。

次に、議案第三十号「特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」、議案第三十二号「津山市公共下水道津山浄化センターの汚泥処理設備設置工事委託に関する協定について」については、特に質疑はなかった。

議案第三十四号「市道路線の認定について」、議案第三十五号「市道路線の廃止について」、並びに議案第三十六号「市道路線の変更について」の三議案については、道路工事に伴う認定、廃止や農道整備による市道への変更等である。

平成十九年度請願第十号「南部第一中継ポンプ場の伏見町地内設置予定の変更を求める請願書」について、下水道事業の中期ビジョンや全体計画の見直しが進められており、関係町内会にも説明を重ねていきたいとの説明があった。吉井川南岸地域の下水道整備は、重要な事業であり、早期の終結が望まれるが、今後さらに調査研究の必要があると判断し、継続審査とした。

議案第二十三号「平成二十二年度津山市水道事業会計補正予算（第一次）」は、浄水場運転管理等業務及び収納等業務委託のための債務負担行為であり、安全安心を第一として、責任の所在を明らかにした委託形態にし、職員の育成にも努めるよう要望した。今後も当委員会は、業務委託について、調査研究を続けることとした。

議案第三十四号「市道路線の認定について」、議案第三十五号「市道路線の廃止について」、並びに議案第三十六号「市道路線の変更について」の三議案については、道路工事に伴う認定、廃止や農道整備による市道への変更等である。



◎ 前ページまでの下の余白の標語について、このような行為を行い、処罰されますと公民権停止の対象となります。

況の報告と第十四回都市計画審議会についての報告がされた。